

赤い羽根福祉団体活動助成金 歳末たすけあい募金配分事業

～支援を必要とする人たちが、年末年始に地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や協力を得て福祉活動を進めましょう～

1 申請できる条件は？

- (1) 年末、年始(12月中旬～1月下旬の期間)に行う事業であること
- (2) 支援を必要とする人(高齢者、障害児者、母子父子家庭等)の福祉向上を目的とした事業であること
- (3) 地域住民等へ参加、交流が広く呼びかけられていること
- (4) 磐田市社会福祉協議会の『赤い羽根共同募金福祉団体活動助成金交付要綱』に基づき交付 ※以下①～④の全てに該当すること
 - ① 本会の会員であること ※賛助会費への協力
 - ② 団体の構成が5人以上であること
 - ③ 法人格を有する団体(NPO法人は除く)でないこと
 - ④ 宗教、政治、営利を目的とする団体でないこと



2 取り組み事例

- (1) ひとり暮らし高齢者宅へお節弁当と一緒に、児童・生徒が書いたメッセージカードを付けてお届け、またはお届けの際に児童・生徒が同行し交流する活動
- (2) 支援を必要とする世帯の家屋内の大掃除の協力、ふすま、障子の張り替え等の活動
- (3) 見守りを必要とする方々にクリスマスカード、年賀状を送り安否を気遣う活動
- (4) こども食堂や居場所でクリスマス会や新年会を開催し地域住民が交流する活動
- (5) 地域住民と児童・生徒がクリスマスケーキやしめ飾りを一緒に作り交流する活動

3 交付額はどれくらいですか？

- (1) 障害当事者団体又は福祉施設及び障害者支援を目的とする団体が実施する事業は、事業費の範囲内で20万円を上限とする
- (2) 福祉団体等が高齢者、障害児者、児童、母子父子家庭等の福祉向上を目的として実施する事業は、事業費の範囲内で10万円を上限とする

4 申請期限はいつですか？

令和8年 10月30日(金)

5 申請後の流れはどうなりますか？

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 11月中 | 申請書類の確認および内容審査 |
| 12月中旬 | 審査結果の通知 |
| 12月末 | 請求書提出締め切り |
| 1月15日 | 助成金振込み |
| 1月下旬までに事業を実施し、終了後に報告書を提出 | |

